

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から60年3月まで

私は、昭和56年11月に結婚し、A市に転入した。その後、自宅を訪れた国民年金担当の職員に加入を勧められ、市役所で加入手続を行ったところ、過ぎてしまった期間について、高額な保険料額が記載された納付書が送られてきたので、この納付書で保険料を納付したことを覚えている。未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った後、送付された納付書により、さかのぼって保険料を納付したとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月に払い出されており、また、A市が保管する収滞納記録によると、同年4月から同年7月までの保険料が同年8月に納付されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間のうち、制度上過年度納付が可能な58年7月から60年3月までの期間については、納付書が発行され、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和56年7月から58年6月までの期間については、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人が56年7月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間

の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

私は平成3年4月に学生も強制適用になることを知ったので、同月3日に母と一緒に国民年金の加入手続と免除手続をするために市役所に行った。市役所の職員に所得の面で免除は受けられないと言われたので、その日のうちに市役所内で当時の国民年金保険料9,000円を納付して領収書もらった。

平成3年12月に市役所から同年4月分の保険料が未納であると連絡を受け、20日に私と母は、市役所に行って、そのときの領収書を見せたら、「印の無い領収書は無効です。」と言われた。

当時の領収書は今では手元に無いが、家計簿に平成3年4月3日と同年12月20日に当時の保険料を納付した記載があるのに、重複して納付したこととなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、平成3年4月以降20歳以上の学生は国民年金に強制加入になることを知って、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年4月8日に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同月中に加入手続を行ったとする申立人の母親の証言内容には信ぴょう性がうかがえる。

また、社会保険庁の記録では、平成3年12月20日付けで申立期間（3年4月）が納付済み期間となっているが、申立人の母親が所持する約10年間の家計簿を見ると、当時、真正に作成された関連資料であることがうかがえる上、その家計簿から、申立期間（3年4月）の国民年金保険料が同年4月3日と同年12月20日にそれぞれ支出されていることがうかがえ、当時の保険料額とも

一致することから、申立人は既に納付済みであった申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から57年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、平成20年に社会保険庁から60歳通知が届いたので、年金記録の確認をしたところ、昭和56年7月から57年3月までと59年1月から同年3月までの期間の年金記録が確認できないことが分かった。

国民年金保険料は、私が夫婦一緒に納付しており、保険料納付を行った私の納付記録が確認できないという年金記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、夫婦そろって国民年金保険料を納付していたとしており、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号の払出簿及び被保険者台帳によると、昭和55年9月5日に同手帳記号番号が夫婦連番で払い出された以降、申立人及びその夫は、ほぼ同じ期間の国民年金保険料をそろって納付していることが確認できることから、申立人及びその夫の主張には信ぴょう性がうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の夫については、申立期間を含む昭和55年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料がすべて納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立期間は、12か月（①9か月、②3か月）と比較的短期間である上、特に生活状況の変化が無い時期であったことから、申立人が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月までのうち、12か月

私は、平成3年4月に国民健康保険の加入手続を行い、その際に、国民年金の加入手続も行った。市役所窓口にて2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われたが、そのうち1年分のみの保険料を現金で納付した。それにもかかわらず、その分が未納となっており納得できない。

なお、申立期間を2年間余りとしているが、どの期間における1年間の保険料か不明であるため、当該期間を申立期間としている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろに市役所に赴き、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、市が保管する申立人の被保険者名簿により、同年4月12日に申立人が加入手続を行ったことが確認でき、申立内容と一致する。

また、申立人は、加入手続を行った市役所年金課窓口において、1年分の保険料を一括して現金で納付したとしているところ、市によると、平成3年4月の加入手続時において、2年4月から3年3月まで（申立期間のうちの12か月）の保険料であれば、窓口で国民年金保険料を現年度収納することが可能であったとしている。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料についてすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで

私は、年金記録問題があったので、年金ダイヤルに記録照会をしたところ、平成元年7月から2年3月までの期間が未納となっていることが分かった。

しかし、20歳の誕生月に送付されてきた国民年金の通知と、その後に送付された納付書で銀行及び郵便局に赴いて保険料を納付した記憶があり、9か月間の未納があることは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、市の記録によると、申立人は平成2年9月28日に国民年金の新規加入手続を行っていることが確認できる上、市では、申立期間について、市役所又は社会保険事務所から過年度の納付書が発行されていたはずであるとしており、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適正に行っているとともに、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付済みであることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、「当時、両親と同居していた私は、月額で13万円から15万円の給与収入があり、申立期間の国民年金保険料は納付できた。」としていることから、納付意識の高い申立人が送付されてきた納付書で申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和57年11月に会社を退職し、最初の半年ほどは雇用保険を受給していた。私は、同年12月に国民健康保険と国民年金に係る手続きを市役所で行い、国民年金保険料については、当初は収入も無かったので納付しなかったと思うが、58年ごろから自営で仕事を始め、安定した収入が得られるようになった59年1月から国民年金保険料を納付するようになったのに、申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、昭和62年4月からは、前納により保険料を納付し続けていることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和57年12月に、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行ったとしており、市によれば、同月14日に国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立人が所持する申立期間当時の昭和59年分及び60年分の確定申告書（控）を見ると、59年及び60年については、それぞれ1人分の国民年金保険料に相当する金額が記載され、当時の国民年金保険料額と一致する。

加えて、申立人が所持する申立期間当時の昭和61年分の確定申告書（控）を見ると、金額の差異が見受けられるものの、納付意識の高い申立人が、当該3か月の保険料を未納のままにしておくことは考え難い上、申立人は、申立期間当時、仕事及び生活状況に大きな変化が無かったとしていることを踏まえると、申立人が申立期間のうち、同年1月から3月までの保険料についても納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から同年8月まで

私は、平成8年3月18日に病気が悪化したためそれまで勤めていた事業所を退職し、同年4月から1か月半ほどの期間、病院に入院した。このような事情から、退職した3月中に市役所で国民年金と国民健康保険の手続を行った。

その後退院し、次の就職先が決まった平成8年9月ごろ、届いていた納付書を持参して市役所に行き、それまでの未納期間の保険料をまとめて納付した。

納付すべきものは、すべて納付するように同居の両親から言われており、自分としても将来の事を考えて、さかのぼってでも保険料を納付してきた。この期間だけ未納となることは考えられない。未納とされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間以降における複数の厚生年金保険と国民年金の切替手続も適正に行っていることが確認できる。

また、申立人は、平成8年3月18日に退職した後、同月中に市役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、同年4月から病院に入院をしたため、退院して次の就職先が決まった同年9月ごろに、市から送付を受けた納付書により、市役所で、未納期間の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、その納付に係る記憶は具体的である上、市役所内に窓口を設置してい

た金融機関によると、市が発行した納付書であれば、過年度分も含めて収納が可能であったとしており、申立の主張の信憑^{びよう}性は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年12月まで

私は、申立期間において、自営業に従事していたが、20歳になって、国民年金保険料の納付義務が生じたので、母親が役場で加入手続を行い、保険料の納付を始めた。その後、私が転職し、転居することとなった昭和47年12月に、母親は、それまで未納となっていた期間の保険料を一括して全額納付してくれた。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった以降、地域の納付組織である婦人会において申立人についても国民年金に加入するよう勧められ、A町役場で加入手続を行い、保険料の納付を始め、その後、申立人が転職のために転居することとなった昭和47年12月ごろに、同役場で、未納分の保険料をさかのぼってまとめて納付し、領収印が押印された領収書を受け取った記憶があるとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年8月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認される。

また、加入手続が行われたにもかかわらず、申立人のA町における国民年金被保険者期間がすべて未納期間とされていることは不自然である上、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、「B」と記載されるべき氏名が「C」と誤って記載されていることが確認でき、申立人の納付記録について適正な管理がなされていない可能性がうかがえる。

さらに、A町によると、当時、A町役場では、過年度納付書については当該年度の2年前の年度当初までさかのぼって発行していたとしており、申立期

間のうち、昭和45年4月から47年12月までの期間については、申立人の母親が47年12月ごろに、同役場で、未納分の保険料をさかのぼってまとめて納付したとする際に、過年度納付書の発行が可能であった期間であると考えられる。

加えて、申立人の保険料の納付を行っていた母親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、保険料の納付を免除されていた期間についても後日追納することにより、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、納付意識の高い申立人の母親が当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの期間については、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点において、保険料が現年度納付できない期間となる上、申立人の母親が申立人の保険料をさかのぼって納付したとする47年12月ごろにおいて過年度納付書が発行されたとは考え難い期間となる。

また、それ以前に、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から56年12月まで

夫が会社を退職した後、夫婦併せて国民年金に再加入の手続を行った。家は店を経営しており、市の集金人が店に集金に来てくれたので、現金で定期的に夫婦二人分の保険料を納付した。その後、私が年金を受給することとなる前に送られてきた書類を見ると、未納となっていることが分かり何度も問い合わせたが、満足のいく回答が得られず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が経営している店の店舗に訪れた集金人に国民年金保険料を納付したとしているところ、市では、申立期間当時、納付組織及び推進員による集金によって保険料の収納を行っていたとしており、申立内容と一致する。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、申立期間の一部である昭和54年6月から12月までの現金出納帳を所持しており、それによると、定期的に国民健康保険料と併せて国民年金保険料を納付していたことが、支出された合計金額からうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の一部である昭和55年分及び56年分の所得税確定申告書(控)を所持しており、当該申告書によれば、社会保険料控除欄に二人分の国民年金保険料相当額の金額の記載があり、当該記載金額にも誤りが無いことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、60歳以降も任意加入の手続を行い、付加保険料も含め国民年金保険料の納付を行っているなど、納付意識が高いことがうかがえるとともに、申立人が所持している現金出納帳及び確定申告書(控)から申立人及びその夫の

生活状況に大きな変化は無かったものと考えられることを踏まえると、現金出納帳及び確定申告書（控）が存しない昭和 53 年 6 月から 54 年 5 月までについても、国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から同年11月まで

私は両親の勧めにより、国民年金制度が始まった時にこれに加入することとし、母親がその手続を行ってくれた。保険料は家計を預かっていた母親が、自宅にやってくる婦人会の人を通じて納付していた。

ところが、昨年11月ごろ、社会保険庁からの通知により、A社退職直後の11か月について納付記録が無いことを知って驚いている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人、その妻及び同居の両親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立人の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の家族の国民年金への加入意識及び納付意識の高さがうかがえる上、申立人は、申立期間以前の昭和40年4月ごろにおいて、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間についても、その母親が、同居する家族4人分の保険料について婦人会を通じて納付していたとしているところ、申立人の妻及び両親は納付済みである上、市によると、申立期間当時は婦人会を通じて保険料を収納していたとしており、申立期間の11か月についても保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人からの被保険者資格取得届が未提出であるにもかかわらず、国民年金被保険者資格の再取得日を、厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和43年1月1日から11か月後となる同年12月1日に設定していることが確認でき、申立人の納付記録については、適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年10月は38万円、同年11月から13年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は41万円、14年1月は30万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から同年12月までは34万円、15年1月は36万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年8月1日まで
私は、昭和60年9月25日から平成15年8月までA社で勤務していたが、12年10月1日から15年8月1日までの間の標準報酬月額が20万円とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持するA社に係る給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、共に社会保険庁で記録されている標準報酬月額を上回って相違していることが確認できる。

また、標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準

報酬月額範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成12年10月は38万円、同年11月から13年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は41万円、14年1月は30万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から同年12月までは34万円、15年1月は36万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は34万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月10日に事業所を解散し、当時の関連資料を廃棄したため詳細は不明であるとしているものの、申立期間の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年9月から18年1月までは36万円、同年2月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から18年3月15日まで

私は、平成9年2月11日にA社に入社し、18年3月15日に退職するまで、正社員として勤務していた。給与は、10年ごろから毎月36万3,000円が変わらなかったにもかかわらず、15年9月以降の標準報酬月額が30万円に減額されているのはおかしい。

平成13年から17年分までの給与所得の源泉徴収票に記載されている給与の支払金額はすべて同額であり、また、18年1月から3月までの給与についても、雇用保険被保険者離職票には36万円前後の金額が記載されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は30万円となっているものの、申立期間のうち、平成15年9月から17年11月までの期間については、申立人が所持する給与所得の源泉徴収票及び雇用保険被保険者離職票から、申立人の給与支給額（報酬月額）に基づく標準報酬月額は36万円であることが確認でき、また、当該源泉徴収票から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は41万円であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成17年12月から18年2月までの期間については、当該雇用保険被保険者離職票から、申立人の給与支給額（報酬月額）に基づく標準報酬月額は、17年12月が36万円、18年1月が38万円、同年2月が34万円であることが確認でき、また、当該源泉徴収票から、事業主が源泉控

除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が 36 万円であることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額の相違に係る申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成 15 年 9 月から 17 年 11 月までは給与支給額に基づき 36 万円、17 年 12 月は給与支給額及び保険料控除額に基づき 36 万円、18 年 1 月は保険料控除額に基づき 36 万円、同年 2 月は給与支給額に基づき 34 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票及び雇用保険被保険者離職票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は源泉徴収票等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年6月26日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月26日から同年7月1日まで

私は、平成11年4月26日にB社に入社し、12年6月25日付けで退職した。その翌日からは、同社の子会社であったA社（現在は、C社）に移籍し、取締役として勤務した。

A社では、平成21年1月26日に退社するまで、給与は毎月末に支払われ、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社に入社した12年6月の厚生年金保険の加入期間が社会保険庁の記録から抜け落ちているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した申立人の給料支払明細書及び事業主の証言から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年6月及び同年7月の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年7月1日であり、同社は、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できるが、商業登記簿によると、同社は、6年5月12日にA社として法人登記を行っていることが確認できるため、同社は、申立期間当時、既に厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判

断される。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元代表取締役は不明であるとしているが、申立人については、雇用保険の記録により確認できる雇用保険被保険者の資格取得日と同社が提出した健康保険被扶養者認定通知書における健康保険被保険者の資格取得日がいずれも平成12年7月1日となっていることから、事業主は、同日を申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け出たものと推認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月1日から34年3月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格取得日に係る記録を33年10月1日、資格喪失日に係る記録を34年3月15日とし、当該期間に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月から34年4月まで

私は、A社に何年から勤め始めたのか覚えていないが、同僚であったBさんが入社する前から勤務していたことは記憶にある。その後、私はBさんと一緒に退職して、別の会社に勤務していた。

Bさんは、A社に勤務していた期間に係る年金をもらっていると言っているのに、同じように勤務していた私は、厚生年金保険の加入記録が無く、この期間に係る年金をもらえないことに、どうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び元同僚の証言から、申立人が昭和33年4月ごろからA社に勤務し、34年3月14日まで同社に勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、「入社と同時ではなかったが、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、これらの元同僚の証言による申立期間当時におけるA社の従業員数は、社会保険庁の記録により確認できる同社の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致しており、同社のほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の厚生年金保険被保険者は、昭和32年8月1日（適用事業所となった日）、33年10月1日及び34年3月1日のいずれかの日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人については、上記のとおり、33

年4月ごろに入社したと推認できることから、同社が2回目に従業員の被保険者資格取得を行った33年10月1日に被保険者資格を取得した(元同僚Bも同日に取得)可能性が高いものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月1日から34年3月15日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における元同僚に係る記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年10月から34年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月1日、資格喪失日に係る記録を42年7月21日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月から41年9月までを2万8,000円、同年10月から42年6月までを4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から42年7月21日まで

私は、昭和40年5月1日にB社（現在は、C社）からA社に出向し、26か月間勤務した後、42年7月21日にB社に戻った。

ねんきん特別便を見て、A社に勤務していた期間の厚生年金の加入記録が無いことに気づいた。当時の同僚は、同社に出向していた期間についても厚生年金の加入記録があると言うのに、私だけ、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する出向命令簿によると、申立人は、昭和40年5月1日にB社からA社への出向を、42年7月21日にB社D支店での勤務を命ぜられていることが確認できる上、同命令簿により申立人と同時期にB社からA社に出向していたことが確認できる複数の元同僚が、申立人と一緒に勤務していたと証言していることから、申立人が、申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

また、上記出向命令簿において昭和40年4月から同年6月までの期間中にB社からA社に出向した記録がある者が25人いることが確認できるが、申立人を含む3人については、社会保険庁のオンライン記録上、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

一方、社会保険庁が保管する、A社で当該期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、社会保険

事務所から社会保険庁への進達日が不明で「假原票（仮原票）」と記載されているもの（整理番号＊）と、整理番号に2つの欠番が認められる。

また、整理番号＊番の「假原票」には、社会保険庁のオンライン記録と出向命令簿との突合により、厚生年金保険の加入記録が確認できない3人のうち1人の氏名及び生年月日が記載されていることから、残る2つの欠番は、申立人と他の一人の整理番号であることが推認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和40年5月1日に資格取得し、42年7月21日に離職しており、申立期間において雇用保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和40年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年7月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和40年5月から41年9月までは2万8,000円、同年10月から42年6月までは4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月11日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年8月11日から同年9月1日まで
② 昭和64年1月1日から平成元年4月1日まで

私の夫は、昭和26年4月1日から定年で平成元年3月31日に退職するまでの間、A社(現在は、C社)で継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は同社において昭和26年4月1日から63年12月31日まで継続して勤務し(43年9月1日にA社B支店から同社D支店へ異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の昭和43年7月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる当時の書類が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人の妻は、申立人が60歳となった年度末である平成元年3月31日までC社に勤務していたとしているが、同社が保管する退職者カードを見ると、申立人は、昭和63年12月31日に定年により退職していることが確認できる。

また、C社によると、「人事規定において、定年による退職の場合、退職日は、60歳の誕生月の末日となる。」としており、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人が60歳となった昭和63年12月の末日の同月31日の翌日である64年1月1日を資格喪失日として届け出ていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、申立人の妻の記録についても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、昭和64年1月1日に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和45年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月21日から同年10月21日まで

私は、昭和35年3月から10年間、B社で勤務した後、同社からC部門が分離されたことにより、45年9月からA社に転籍となった。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和45年10月21日とされており、被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

なお、私と同様に、昭和45年9月21日にB社からA社に転籍したが、転籍に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年10月21日とされている元同僚は、既に申立期間に係る年金記録の訂正を申し立て、訂正が認められている。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ趣旨の年金記録の訂正を申し立てた元同僚については、所持していた当時の辞令及び給与明細書により、申立期間に係る転籍及び事業主による厚生年金保険料の控除が確認できたことから、既に、年金記録の訂正が認められているところである。

一方、申立人は、当時の辞令及び給与明細書を保管していないものの、上記の元同僚及び事業主は、申立人が申立期間においてA社で継続して勤務していた旨を証言している上、雇用保険の記録においても、元同僚と同様に昭和45年9月21日から同社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和45年10月のA社に係る社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が現存せず不明であるとしているが、申立人と同日付けでB社からA社に転籍した元同僚の社会保険庁の記録についても、申立人と同じ資格得喪の記録になっていることから、事業主が申立人及び元同僚の資格取得日を昭和45年9月21日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が二人共に同年10月21日と誤って記録することは考え難いため、事業主は同年10月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から33年4月1日まで

私は、昭和32年4月1日から平成6年3月30日までの間、A社(現在は、C社)に継続して勤務していたが、D支店からB支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社の在籍証明書、C社健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社において昭和32年4月1日から平成6年3月30日までの間、継続して勤務し(昭和32年9月1日に同社D支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の昭和33年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日は昭和29年3月1日、B社における資格喪失日は同年11月8日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年10月から29年7月までを4,000円、同年8月から同年10月までを5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年11月8日まで

A社に昭和28年4月1日から29年11月8日まで勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間が28年4月1日から同年10月1日までしかない。同社を退職した折に受給した失業保険の受給資格者証に記載されている離職日のおり、29年11月8日まで同社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で勤務していた元同僚の証言及び申立人の所持する失業保険金受給資格者証から、申立人が同社で昭和29年11月8日まで継続して勤務していたことが推認できるが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の被保険者記録は確認できない。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人と同姓同名、かつ、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者番号と同一番号の未統合の記録を確認でき、当該記録では、資格取得日が昭和29年3月1日、同喪失日が同年11月8日となっていることが確認できる。

一方、A社において、昭和28年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、62年1月29日に同資格を喪失している元事務担当者は、「勤務先は、28年に就職してから退職するまで同じ場所にあった。ただし、同じ業界の別会社（B社）と合併したことがあった。」と証言しているところ、当該元事務

担当者についても、29年3月1日から30年10月10日までの期間については、B社に係る被保険者記録を確認することができる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者数増減表によると、同社は昭和28年10月1日に適用事業所ではなくなっている（以下「全喪日」という。）が、29年4月5日に申立人を含む15人に係る資格喪失処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

しかし、申立人及び元事務担当者の供述、当該訂正処理前の記録から判断すると、昭和28年10月1日以降もA社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上記資格喪失処理が行われている15人中7人のA社に係る資格喪失日が全喪日（昭和28年10月1日）以後になっていることが確認できる上、被保険者名簿において、申立人と同様に全喪日に資格を喪失したとされている8人のうちの2人については、オンライン記録では資格喪失日が29年3月25日となっているなど、社会保険事務所の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において昭和29年3月1日に資格を喪失し、B社において同日付けで資格を取得、同年11月8日に資格を喪失した旨の届出を、それぞれの事業主が行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和28年9月の社会保険事務所の記録及びB社の上記被保険者名簿に記載されている申立人に係る記録から、28年10月から29年7月までは4,000円、同年8月から同年10月までは5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は30万円、18年4月28日は25万円、19年4月27日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額30万円、18年4月28日の標準賞与額25万円及び19年4月27日の標準賞与額30万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は30万円、18年4月28日は20万円、19年4月27日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額30万円、18年4月28日の標準賞与額20万円及び19年4月27日の標準賞与額30万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は22万円、18年4月28日は20万円、19年4月27日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額22万円、18年4月28日の標準賞与額20万円及び19年4月27日の標準賞与額25万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は30万円、18年4月28日は25万円、19年4月27日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額30万円、18年4月28日の標準賞与額25万円及び19年4月27日の標準賞与額35万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は25万円、18年4月28日は18万円、19年4月27日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額25万円、18年4月28日の標準賞与額18万円及び19年4月27日の標準賞与額25万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は30万円、18年4月28日は25万円、19年4月27日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額30万円、18年4月28日の標準賞与額25万円及び19年4月27日の標準賞与額40万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は24万円、18年4月28日は18万円、19年4月27日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額24万円、18年4月28日の標準賞与額18万円及び19年4月27日の標準賞与額20万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は30万円、18年4月28日は25万円、19年4月27日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額30万円、18年4月28日の標準賞与額25万円及び19年4月27日の標準賞与額35万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は25万円、18年4月28日は10万円、19年4月27日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額25万円、18年4月28日の標準賞与額10万円及び19年4月27日の標準賞与額20万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は22万円、18年4月28日は18万円、19年4月27日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額22万円、18年4月28日の標準賞与額18万円及び19年4月27日の標準賞与額20万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は30万円、18年4月28日は25万円、19年4月27日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額30万円、18年4月28日の標準賞与額25万円及び19年4月27日の標準賞与額35万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は22万円、18年4月28日は20万円、19年4月27日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額22万円、18年4月28日の標準賞与額20万円及び19年4月27日の標準賞与額25万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は20万円、18年4月28日は15万円、19年4月27日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額20万円、18年4月28日の標準賞与額15万円及び19年4月27日の標準賞与額15万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は22万円、18年4月28日は18万円、19年4月27日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額22万円、18年4月28日の標準賞与額18万円及び19年4月27日の標準賞与額20万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は20万円、18年4月28日は18万円、19年4月27日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額20万円、18年4月28日の標準賞与額18万円及び19年4月27日の標準賞与額25万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は20万円、18年4月28日は15万円、19年4月27日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額20万円、18年4月28日の標準賞与額15万円及び19年4月27日の標準賞与額25万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は30万円、18年4月28日は25万円、19年4月27日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額30万円、18年4月28日の標準賞与額25万円及び19年4月27日の標準賞与額30万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は15万円、18年4月28日は18万円、19年4月27日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月30日
② 平成18年4月28日
③ 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成17年4月30日、18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年4月30日の標準賞与額15万円、18年4月28日の標準賞与額18万円及び19年4月27日の標準賞与額20万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月28日は10万円、19年4月27日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月28日
② 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年4月28日の標準賞与額10万円及び19年4月27日の標準賞与額15万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月28日は10万円、19年4月27日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月28日
② 平成19年4月27日

勤務先のA社において、平成18年4月28日及び19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年4月28日の標準賞与額10万円及び19年4月27日の標準賞与額15万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 27 日

勤務先のA社において、平成19年4月27日に支給された期末手当から厚生年金保険料を控除されていたが、同社は、当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出しておらず、社会保険庁には、これらの保険料を納付した記録が無い。

このため、賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年4月27日の標準賞与額15万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月16日から同年7月16日まで

私は、昭和32年4月1日から平成11年3月31日までの間、A社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録を見ると、昭和50年5月に転勤した際の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和32年4月1日から平成11年3月31日までの間、継続して勤務し（昭和50年5月16日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の昭和50年7月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したかどうかは不明であるとしているが、A社が保管する社会保険に係る得喪台帳には、社会保険庁の記録どおり、資格取得日が昭和50年7月16日と記載されていることが確認できる上、健康保険組合の記録も社会保険庁の記録と一致していることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成4年3月まで

私は、昭和62年、結婚に伴い退社したため、自分で市役所へ行き、国民年金に加入した。保険料の納付方法について、最初何度か納付した後は、金融機関の口座から引き落としにした。当時の保険料額は、毎月7,000円か7,400円だったことをよく覚えている。平成8年に保険料が1万2,300円となるまでこの口座へ保険料を入金していた。

ところが年金記録では、平成4年4月から急に口座引き落としで国民年金保険料の納付が始まったこととされている。申立期間についても保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年3月に払い出されている上、市が保管する被保険者名簿によると、同年2月13日に初めて国民年金に加入した旨の記録が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人には、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い上、申立人が昭和62年8月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が保険料を入金したと主張する金融機関の口座に係る取引履歴によると、上記のとおり加入手続が行われたと推認される時点の数か月後となる平成4年5月以降、「コクミンネンキン」と記載の上、保険料に相当する金額が定期的に引き落とされていることが確認できるが、申立期間については、

当時の保険料に相当する金額の引き落としが確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1249 (事案 12 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 25 日から 16 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間に勤務していた A 社において、法令で定められた保険者算定により、標準報酬月額は 56 万円で社会保険事務所に届出され、それに基づいた厚生年金保険料の被保険者負担分を特別徴収され、納付されていたと思っておりましたが、平成 19 年 7 月に送付していただいた被保険者記録照会回答票には、当該期間の標準報酬月額が 50 万円と記録されていた。給与月額が 51 万円なのに違和を感じた。第三者委員会で検証した結果、保険料に差額があるなら、私と同社に請求していただき、納付確認後、公正な標準報酬月額に訂正していただきたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、以下の 1 から 4 の理由により、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 2 月 12 日付けで通知が行われている。

- 1 申立人は、申立期間に係る A 社から支給された給与明細書を保管していることから、申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。
- 2 一方、申立人が勤務していた A 社は、申立人が主張したとおり、通勤手当を含まない報酬月額を資格取得届の際に社会保険事務所へ届け出ており、申立人の申立期間に係る報酬月額について誤った届出を行ったことを認めている。
- 3 申立人が提出した給与明細書では、A 社が社会保険事務所に届け出た通勤手当を含まない報酬月額に基づき決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。
- 4 なお、通勤手当については、厚生年金保険法第 20 条による標準報酬月額

決定の基となる報酬月額に該当するものであるが、本件については前述のとおり、通勤手当を含まない標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていることが確認できるため、厚生年金保険法第75条の「保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない」という規定に基づき、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

今回、申立人は、「A社が、通勤手当を含まない報酬月額を資格取得届の際に社会保険事務所へ届け出ていたことを知らず、通勤手当を含む正しい標準報酬月額（56万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていると思っていた。第三者委員会で検証した結果、保険料に差額があるなら、私と会社に請求し、納付確認後、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。」旨主張している。

しかしながら、上記3及び4の理由のとおり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに新たな事情も見当たらないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が「第三者委員会で検証した結果、保険料に差額があるなら、私と会社に請求し、納付確認後、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。」旨主張していることについては、平成20年5月26日に、社会保険事務局において、申立期間の標準報酬月額に係る記録が、50万円から56万円に訂正されているが、社会保険事務所が厚生年金保険料を徴収する権利は2年を経過したとき時効により消滅するため（厚生年金保険法第92条）、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と実際に控除された厚生年金保険料との差額について、さかのぼって納付することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
② 平成元年 10 月 11 日から 4 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②にA社で働いていたが、①の期間の給与は、私が以前に勤めていたB社での給与（標準報酬月額 28 万円）と同程度であったと思うので、標準報酬月額は 25 万円から 28 万円ほど、また、その後勤めたC社の給与（標準報酬月額 41 万円）と比較して、A社に再入社した②の期間の標準報酬月額は 41 万円ほどとなるはずだが、社会保険庁の記録ではこれよりも低くなっている。この標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同じ職種であったとされる複数の元同僚の標準報酬月額は、申立人と同水準又は低額である者が多く、申立人よりもやや高額の者はいずれも入社時期の早い年長者であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、複数の元同僚からも、申立期間当時の給与と比較して標準報酬月額が低かったという明確な証言は得られなかった上、被保険者原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡等の不自然な点も見られない。

さらに、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認できる資料（給与明細書等）を所持していない上、A社の元事業主は、「事業所の倒産（平成 11 年末）後にすべての資料を処分したため、給与からの保険料控除額や届け出た標準報酬月額は不明である。」と証言しており、当該元事業主が関係業務を委託していた会計事務所及び社会保険労務士事務所にも資料は保存され

ていない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 52 年 4 月 30 日まで
昭和 50 年 7 月 1 日、A社入社時に、社長に年金手帳を預けましたし、毎月年金を支払っているとも聞いていました。給料からの保険料控除も毎月ありました。年金記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が管理する事業所名簿を見ても、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

また、元同僚は、「私は当時、A社で働いていましたが、同事業所での年金記録はありません。社会保険の加入は無かったと思います。個人経営の小さな会社でしたから、会社自体が社会保険に加入していないのだと思います。保険料控除もなかったと思います。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、申立人は代表者及び他の元同僚の氏名を詳細に記憶していないことから、これらの者から証言を得ることができず、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

加えて、類似する事業所名「A社」について調査すると、3社が確認できるものの、事業内容、所在地、適用年月日等の違いにより、申立てに係る事業所であることは特定できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 15 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 50 年 4 月 1 日付けで A 社に入社し、平成 15 年 8 月 21 日まで勤めて退職した。13 年 8 月からは、給与が二つの会社（A 社及び勤務実態の無い B 社）に振り分けて支給されるようになり、総収入は変わらなかったが、それまで 50 万円であった標準報酬月額が 19 万円に、14 年 10 月から退職するまでは 20 万円に変更されているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額の記録は、平成 13 年 8 月 1 日に 50 万円から 19 万円に、14 年 10 月 1 日には 19 万円から 20 万円に変更されているが、申立人から提出された申立期間に係る A 社の給与支払明細書により確認できる 13 年 9 月以降の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額又はそれ以下となっている（翌月控除であるため、13 年 8 月については、同年 7 月の標準報酬月額（50 万円）に基づく保険料が、14 年 11 月及び同年 12 月については、オンライン記録の標準報酬月額に基づき本来控除すべき額より少ない保険料が控除されている。なお、申立期間のうち、15 年 1 月から同年 8 月までの同明細書は提出されていない。）。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間当時、A 社で厚生年金保険被保険者資格を有する 7 人の元従業員について、申立人と同様に、平成 13 年 8 月 1 日に標準報酬月額が従前の額から大きく引き下げられていることが確認できる。このことについて、そのうちの二人は、会社から、「会社には保険料を払う金が無い。」、「厚生年金保険の保険料負担を軽くするため、給

料を二つの会社から分割して支給するが、支給総額は変わらない。」旨の説明を受けたとしており、保険料についても、「片方の会社の給与からだけ控除されていた。」、「控除額が少なくなった。」旨証言していることなどから判断すると、申立人に係る標準報酬月額の変更は、事業主の届出に基づいて行われたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 30 日から 45 年 4 月 1 日まで
昭和 41 年の春に、2 部制の定時制高等学校ができた際、私は、第一期生として入学し、A社の寮に住み込み、卒業するまでの4年間働きながら勤務した。申立期間も在籍して勤務し、厚生年金保険に加入したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び複数の元同僚等の証言から、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、A社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、事業主により、申立人に係る資格喪失手続及び資格取得手続が社会保険事務所の記録どおりに行われたことが確認できる上、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、備考欄に資格喪失時に健康保険被保険者証が返却されたことを意味する「被証回収」の押印が確認できる。

また、A社が保管している申立人に係る労働者名簿を見ると、「昭和 45 年 4 月 1 日復職」と記載されていることが確認できる上、公共職業安定所が発行した、申立人の旧姓に係る「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」を見ると、申立人は 45 年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 10 日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票には整理番号の欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

中学校に在学中から一学年上の兄とA社でアルバイトをし、その後兄は正社員となり、私は一年後の昭和 41 年 4 月から正社員になりました。その間の年金記録が無いので調査してください。健康保険証をもらい、病院に通院していた記憶があります。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に廃業しており、元事業主及び当時の状況を知り得ていたとする元事業主の長男も既に死亡しており、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員二人は、「雇用保険にも合わせて加入していた。」と供述しているところ、申立人については、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当該期間について、申立人は父親の健康保険被扶養者であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されていない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 5 日から 38 年 10 月 17 日まで

昭和 36 年 7 月 5 日から 38 年 10 月 17 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当時、子供が 1 歳か 2 歳であったので病院に行くことが多く、健康保険証を使っていたことを記憶している。納得できないので調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、申立てに係る事業所である A 社に勤務していたことは、元同僚一人の証言により推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、元事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を見ると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 7 月 1 日から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の 39 年 9 月 1 日までの間に、当該事業所で被保険者資格を取得している者が 47 人確認でき、申立人を除く 4 人の従業員についても申立人同様に被保険者期間の欠落が確認できるものの、これらの従業員は、死亡、又は連絡先が不明であり、当時の状況について確認できない上、「被保険者名簿」及び「被保険者原票」において、整理番号の欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、「被保険者名簿」を見ると、申立人は、A 社において、厚生年金保険被保険者資格を整理番号*番で昭和 35 年 7 月 1 日に取得し、36 年 7 月 5 日

に同資格を喪失しており、その備考欄には、健康保険証を社会保険事務所に返納したことを意味する「証回収」の押印があることが確認できる。

加えて、「被保険者原票」を見ると、申立人は、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を整理番号*番で38年10月18日に再取得していることが確認できるが、厚生年金保険進達記録欄に「資格取得届 39.4.7」と記載されていることから、当該事業所が資格取得日を38年10月18日までさかのぼって、資格取得届を39年4月7日に提出したことが確認できる上、申立人の直前に同資格を整理番号*番で38年10月1日に取得した従業員についても、申立人と同日の39年4月7日に資格取得届が提出されていることが確認できる。

このほか、複数の元従業員は、「社会保険に入らない従業員も多数いた。」と証言している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 5 日から 51 年ごろまで

私は、昭和 48 年 10 月に A 社に入社し、51 年ごろに退職するまでの間、B 職として継続して同社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間がすべて無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 10 月 5 日から 51 年ごろまで、継続して A 社において勤務していたとしているところ、元事業主の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の元事業主によると、給与の支払形態が歩合給であった従業員については、厚生年金保険の加入対象としていなかったとしているところ、元従業員によると、B 職は歩合給であったとしている上、社会保険庁の記録によると、申立人が記憶する申立人と同時期に入社し同じ B 職であったとする元同僚についても、申立人同様、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に不自然な記載等も見当たらず、事業主が申立人を厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、公共職業安定所によると、申立期間直前に勤務していた事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できるものの、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できないとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、A社で厚生年金保険の被保険者になったのが昭和 36 年 3 月 1 日になっているが、35 年 6 月 30 日にB社を退職した後、すぐにA社に入社したので、同年 7 月 1 日に資格取得しているはずである。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社の継承会社の「C社」が保管しているA社に係る退職者台帳を見ると、申立人が当該事業所に申立期間の途中の昭和 35 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 5 日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社人事部担当者は、「書類の保存期間を過ぎているため、これ以外の資料は無く、当時のことについては不明である。」と回答している。

また、申立人は、「入社したときは歩合給であり、給料は 10 万円位、正社員になってからは、1 万 5,000 円から 2 万円だった。」と陳述しているところ、A社において、厚生年金保険被保険者資格を昭和 35 年 10 月 1 日に取得している元同僚一人は、「入社したのが 34 年 10 月で、基本給が 5,000 円でした。大卒の給料が 1 万円のときに、収入の多い時は、20 万円稼いでいました。社長の給料よりも多いため、不満の声が出て、歩合給から社員に切り替えていくようになりました。私は、35 年 10 月に社員になった時から、厚生年金保険に加入しました。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において、申立人の氏名の記載は確認できない上、申立期間前後において整理番号の欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる

不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人に係る雇用保険の記録を見ると、資格取得日は昭和 36 年 3 月 1 日、離職日は 43 年 3 月 5 日であることが確認でき、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 32 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間にA社で勤務していた。入社した当時は20歳くらいで、しばらく見習として働いた。途中から自分で仕事をしていたので、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社で共に勤務したと記憶している元同僚（3人）については、いずれも社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において被保険者記録を確認できることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、同社の現在の担当者は、申立期間当時の関係資料を見ても、申立人の在籍の有無は不明であるとしており、申立人の勤務状況が明確ではない。

また、A社から提出された申立期間当時の出欠簿に氏名が記載されている13人（申立人の氏名は記載されていない。）のうち、5人については被保険者名簿で氏名を確認できない上、上記の元同僚のうち2人が、「申立人が勤務していたのは間違い無いが、社員でなくアルバイトだったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「A社では雇用保険に加入していたが、退職後、次に就職する会社が決まっていたので、失業手当を受け取った覚えは無い。」としているが、同社が雇用保険の適用事業所となったのは申立期間よりも後の昭和33年3月17日であることが確認でき、申立内容と矛盾する。

このほか、被保険者名簿を見ても、健康保険の番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も無い上、申立人が申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月 31 日まで

昭和 47 年 7 月ごろ、公共職業安定所の紹介で、A社に入社した。入社時には免許を持っていなかったが、49 年 3 月 11 日に免許を取得した。給料から厚生年金保険料が引かれていたのを覚えているので、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が元同僚として記憶している 11 人のうちの 6 人について、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、元事業主（故人）の長男の証言により、申立人が申立期間当時、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者原票においては、上記 11 人のうちの 5 人（アルバイトであった元事業主の長男及びその友人を含む。）及び申立人が助手として乗車した車の運転手 3 人のうちの 1 人については、当該事業所における申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人が自身よりも先に入社したとする元同僚は、当該事業所において昭和 49 年 3 月 7 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時の当該事業所では、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったものと推認できる。

また、元事業主の長男は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、事務処理については不明である。」としている上、被保険者原票を見ても、健康保険の番号には欠番が無く、記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 4 日から 28 年 1 月 28 日まで

昭和 27 年の正月に A 社の社長が自宅に来られて、即採用が決まったことを覚えている。申立期間中は給料をもらう都度、社長夫人から厚生年金保険料を引いていると説明を受けていたため、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所である A 社（現在は、B 社）の元事業主の親族の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できるすべての被保険者について、その所在が確認できない上、申立人は元同僚の名前を記憶しておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、B 社は、申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の状況が分かる者も既に全員死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除の有無については不明であるとしており、申立期間当時の状況が確認できない。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において申立期間の記録を確認することはできない上、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できない。加えて、同名簿の整理番号には欠番等が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほ

かに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する
と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。